

諮詢序：国立大学法人新潟大学

諮詢日：令和6年3月19日（令和6年（独情）諮詢第28号）

答申日：令和7年12月3日（令和7年度（独情）答申第76号）

事件名：「法学部臨時教授会議事概要」等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙に掲げる各文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和6年1月31日付け5新大総第56号により国立大学法人新潟大学（以下「新潟大学」、「処分庁」又は「諮詢序」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、特定事案の内容に関する具体的な記載及び注記については、本答申では省略する。

本件決定は、本件決定の不開示部分について、法5条1号後段に該当することを理由として、不開示としている。

しかし、これには理由がない。

##### （1）特定事案の発生についての公表事項

新潟大学が特定年特定月A特定日A付でウェブサイトに掲載した（中略）には、次の事項が記載されているから、これら情報は既に公となっている。

（中略）

##### （2）（中略）

##### （3）審査請求人の法人文書開示請求の状況等

（中略）

一方、本件決定では、「法学部臨時教授会」及び「特定回法学部教授会」の議事概要及び資料が開示対象文書として特定されている。

以上の事実から、関係6学部のうち、特定年特定月Bにおいて、臨時の教授会が開催されたのは、法学部であることが特定される（中略）。

##### （4）特定事案の発生学部

(中略)では、特定事案が発生した学部名は明記されていないが、(中略)法学部を除いては特定年特定月B特定日Bに教授会が開催された旨の文書がないことが判明しており、これらから、特定事案が発生した学部は法学部であると特定できる。

#### (5) 本件決定の不当性

本件決定は、法学部臨時教授会の議題及び議事概要の記載について、「当該内容は、特定の個人に関する機微な情報であり、当該部分を公にした場合、個人の友人、知人等、個人を知る一定範囲の者が、当該個人を特定することが可能とな」るとしている。

しかしながら、法学部臨時教授会の議題については、(中略)が含まれているだろうことは、間接事実から、既に明らかとなっている。

また、(中略)特定事案の発生学部が特定されたとしても、それだけで、個人の友人、知人等、個人を知る一定範囲の者が、当該個人を特定することが可能となるとするのは、理解不能な論理の飛躍である。

特定事案の発生自体を、完全に非公開にするのならば格別、新潟大学自身が、特定事案の発生を公にしていること、(中略)一定の情報は既に公にしている状況であり、以上の理由から、本件決定の不開示部分が「公になっていない」ということ自体が前提を欠いている。

また、特定事案の発生した学部が特定されたとしても、それだけで個人を特定することが可能とはならず、またこれにより個人の権利利益を害するおそれがあるとは言えない。

従って、本件文書の不開示部分の全てが、個人に関する情報により特定の個人を識別することができるものであるとは限らず、また、特定事案の発生学部は明らかであるから、氏名等を除く情報(中略)について、それを「公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある」とは言えず、したがって、本件決定の不開示部分の全てが、法5条1号後段に該当するとはいえないため、本件決定には理由がない。

なお、仮に、本件決定の不開示部分の全てが、法5条1号後段に該当するとしても、(中略)通常公になるものであり、新潟大学も公にしているものであるから、法5条1号イの「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に本件決定の不開示部分の一部は該当するため、その部分についての不開示決定には理由がない。

また、(中略)の利益、生活を保護するために重要である。従って、法5条1号ロの「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当するところも本件決定の不開示部分の一部は該当すると考えられるため、その部分についての不開示決定には理由がない。

更には、（中略）法7条により、裁量的に開示されるべき情報も本件決定の不開示部分の一部は該当することをあわせて主張する。

### 第3 質問庁の説明の要旨

#### 1 審査請求に係る開示決定等

新潟大学は、「法学部教授会（2023年6月に開催されたものに限る。）の議事録、議事概要、資料及び録音記録」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し開示請求に係る法人文書として特定した法人文書のうち、本件対象文書について、次の表のとおり法5条1号後段に該当するとして不開示とする決定を行った。

特定した法人文書	頁数	開示しない部分	開示しない理由
法学部臨時教授会議事概要	1、2	議題及び議事概要の記載	当該部分には法学部臨時教授会で議題1として審議された議題及び議事概要が記載されている。当該内容は、特定の個人に関わる機微な情報であり、当該部分を公にした場合、個人の友人、知人等、個人を知る一定範囲の者が、当該個人を特定することが可能となり、通常、他人に知られることのない当該個人に係る機微な情報が明らかとなって、当該個人の権利利益を害するおそれがあり、法5条1号後段の規定に該当するため。
特定回法学部教授会議事概要	1	特定年特定月B特定日B開催の法学部臨時教授会に係る記載	当該部分には法学部臨時教授会で審議された内容に係る情報が記載されている。当該情報は、特定の個人に関わる機微な情報であり、当該情報を公にした場合、個人の友人、知人等、個人を知る一定範囲の者が、当該個人を特定することが可能となり、通常、他人に知られることのない当該個人に係る機微な情報が明らかとなって、当該個人の権利利益を害するおそれ
	4	報告事項「6」(3)の記載	

			があり、法5条1号後段の規定に該当するため。
法学部臨時教授会次第	1	議題1に係る記載	当該部分には法学部臨時教授会で議題1として審議された議題が記載されている。当該議題は、特定の個人に関する機微な情報であり、当該部分を公にした場合、個人の友人、知人等、個人を知る一定範囲の者が、当該個人を特定することが可能となり、通常、他人に知られることのない当該個人に関する機微な情報が明らかとなって、当該個人の権利利益を害するおそれがあり、法5条1号後段の規定に該当するため。
法学部臨時教授会資料	1～2 3	特定の個人に関する情報	当該資料には特定の個人に関する機微な情報が記載されており、当該資料を一部でも公にした場合、議題内容が推測され、個人の友人、知人等、個人を知る一定範囲の者が、当該個人を特定することが可能となり、通常、他人に知られることのない当該個人に関する機微な情報が明らかとなって、当該個人の権利利益を害するおそれがあり、法5条1号後段の規定に該当するため。

## 2 審査請求の趣旨及び理由

(略：上記第2の2と同じ。)

## 3 審査請求に対する諮問庁の意見及び理由

### (1) 審査請求に対する諮問庁の意見

新潟大学が行った、開示請求に係る法人文書の一部を不開示とした決定（原処分）は、下記の理由により維持し、本件審査請求は棄却することが適当であると考える。

### (2) 理由

処分庁は本件不開示部分について、特定の個人に係る機微な情報が記載されており、当該資料を一部でも公にした場合、個人の友人、知人等、個人を知る一定範囲の者が、当該個人を特定することが可能となり、通常、他人に知られることのない当該個人に係る機微な情報が明らかとなつて、当該個人の権利利益を害するおそれがあるため、法5条1号後段の規定に該当するとして不開示とした。

審査請求人は審査請求書において、特定学部臨時教授会の議題については、特定事案に関する議題が含まれているだろうことは、間接事実から、既に明らかとなっているとし、本件不開示部分に特定事案が起きた学部を特定することになる情報の記載がある旨を主張しているが、これは審査請求人が特定事案について新潟大学のw e b サイトから確認した内容、新潟大学の（中略）の内容、及び審査請求人が新潟大学に対して行った法人文書開示請求により得た内容に基づく、審査請求人の推測であり、本件不開示部分に特定事案が起きた学部を特定することになる情報の記載があるか否かについては、諮問庁は答えない。

また、審査請求人は、本件不開示部分に特定事案が起きた学部を特定することになる情報の記載があるという審査請求人の推測に基づき、特定事案が起きた学部が特定されたとしても、それだけで、個人の友人、知人等、個人を知る一定範囲の者が、当該個人を特定することが可能となるとするのは、理解不能な論理の飛躍であると主張する。しかし、仮に本件不開示部分に特定事案が起きた学部を特定することになる情報の記載があったとしても、当該情報が開示されると、個人の友人、知人等、個人を知る一定範囲の者が、当該個人の（中略）等の情報と照合し、当該個人を特定することが可能となり、通常、他人に知られることのない当該個人に係る機微な情報が明らかとなつて、当該個人の権利利益を害するおそれがある。また、新潟大学は特定事案が起きた学部名を公にしておらず、あるいは公にすることが予定されている情報ではないことから、法5条1号ただし書イには該当せず、当該情報は不開示となる。

以上の理由から、処分庁が行った、開示請求に係る法人文書の一部を不開示とする決定は、維持し、本件審査請求は棄却することが適当であると考える。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和6年3月19日 濟問の受理
- ② 同年4月1日 濟問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月11日 審議
- ④ 令和7年10月2日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年11月27日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書を含む文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書については、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、原処分の取消しを求めており、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

### 2 不開示部分の不開示情報該当性について

本件対象文書の不開示部分及び不開示情報該当性について、諮問庁は、上記第3のとおり説明する。

当審査会において本件対象文書を見分したところ、各不開示部分の記載内容は、おおむね上記諮問庁の説明のとおりであると認められる。

以下、検討する。

当該部分の記載内容等に鑑みれば、これを一部でも公にした場合、特定事案に係る個人の友人、知人等、個人を知る一定範囲の者が、当該個人を特定することが可能となり、通常、他人に知られることのない当該個人に係る機微な情報が明らかとなって、当該個人の権利利益を害するおそれがある旨の諮問庁の説明に不自然、不合理な点があるとまではいえず、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号本文後段に規定する、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報に該当すると認められる。

また、新潟大学は特定事案が起きた学部名を公にしておらず、不開示部分に記載されたいずれの情報も法5条1号ただし書イに該当しないとする諮問庁の説明に不自然、不合理な点があるとはいえず、これを覆すに足る事情も認められない。また、同号ただし書ロ及びハに該当するとすべき事情も認められない。

以上のことから、当該部分は法5条1号に該当すると認められ、不開示としたことは妥当である。

### 3 審査請求人のその他の主張について

(1) 審査請求人は法7条に基づく裁量的開示を主張するが、本件対象文書の不開示部分の不開示情報該当性に係る判断は上記2のとおりであって、これを開示することに、これを開示しないことにより保護される利益を上回る公益上の必要性があるとまでは認められず、同条による裁量的開示を行わなかった処分庁の判断に裁量権の逸脱又は濫用があるとは認められない。

(2) 審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断

を左右するものではない。

#### 4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 藤谷俊之、委員 石川千晶、委員 磯部 哲

別紙

(本件対象文書)

- ・法学部臨時教授会議事概要
- ・特定回法学部教授会議事概要
- ・法学部臨時教授会次第
- ・法学部臨時教授会資料